

道ヲ爭議團半多津正吉 (操ニ解雇) ハ去ル  
 六日午前六時五十分市内西區市岡町市  
 岡中學校西橋手街路ニ於テ出勤、途ニ  
 アル職工堀川太平ニ對シ行先ヲ質スト  
 合時ニ面部ヲ毆打 (錫器ニ) スル等、暴行  
 フリシヲ以テ所轄九希警察署ニ於テハ之  
 ヲ檢舉シ取調ノ結果、今日七日暴行罪 (刑誌)  
 トシテ一件者類ヲ檢事局ニ送付セリ  
 又爭議團職工山下寅市落合吉支中系  
 忠吉、三名ハ昨七日午前六時三十分出  
 勤阻止ノ目的ヲ以テ兎張中區南境川  
 町八十六番地杉江佐之助ノ軒下ニ積マ  
 アリシ薪一束 (價世末) ヲ取出シ、今日方  
 附近街路ニ於テ林火ヲ爲シタル事實  
 フリシ署ニ於テハ何レモ内務省警罰  
 令第三條第五号ニ依リ即決ヲ以テ科料五百  
 ニ處シタリ  
 右及申 (通) 報也

特抄第四二八號

大正十二年三月九日

大阪府知事 井上孝武

内相 水野鍊太郎殿  
 内務省 社會局長官殿  
 警視總監 赤池濃殿  
 京都兵庫府縣知事殿  
 大阪地方裁判所檢事正殿

横川橋梁製作所勞働爭議ニ関スル件

一 爭議團ニ於テハ近日結束弛緩ノ傾向アルニ依リ之  
 カ挽回策トシテ演說會ヲ開催スルコトニ決定シ會場  
 物色中ノ如市内西區本田通二丁目九島院(寺院)ノ借入ヲ  
 了シタルヲ以テ昨八日午後七時四十分ヨリ全所ニ於テ  
 本會社糾彈演說會ヲ開催シタルニ聽衆約二百四十名(爭  
 議團職工七十名) 同盤演會負約百七十名)ノ入場ヲ見タ